

No. 14

制 度 名	文化財等整備費補助	主管課名	文化課・ 有形・無形文化財 G		
		問合せ先	029-301-5449		
目的・趣旨	国・県指定文化財の保存修理等に対して補助を行うことにより、文化財の適切な維持管理を推進するとともに、活用の充実を図る。				
<p>[対象団体] 国指定文化財又は県指定文化財の所有者等</p> <p>[対象事業] <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財：有形文化財（建造物、美術工芸品）、有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物の保存修理、防災 ・県指定文化財：有形文化財（建造物、美術工芸品）、史跡の保存修理、防災 </p> <p>[補助要件等]（県補助に係るもの） <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財：国庫補助採択事業 ・県指定文化財：前年度からの継続事業又は緊急性の高い事業 </p> <p>[対象経費] 対象事業の実施に要する経費（設計監理委託料、工事請負費等）</p> <p>[補助限度額等] <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財：1件当たりの県補助上限額 10,000 千円 ・県指定文化財：原則として、1,000 千円未満の事業は対象外 </p> <p>[経費負担割合] ※1 事業規模指数等により55%～85%の範囲で加算 ※2 ※1により補助率が加算される事業者が対象</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財 （有形文化財、有形民俗文化財） 事業主体：市町村、営利法人 事業主体：非営利法人、団体、個人 （史跡、名勝、天然記念物） 事業主体：市町村、営利・非営利法人 事業主体：個人 ・県指定文化財 事業主体：市町村 事業主体：営利法人 事業主体：非営利法人、個人、団体 		50% 50～85% ^{※1}	— 国庫補助 残の 1/3 ^{※2}		国、県、 市町村の 補助残
		50% 70%	国庫補助 残の 1/3		
		—	1/3	2/3	
		—	1/3		
		—	1/2		
[令和 5 年度当初予算額] 43,967 千円		[令和 5 年度補助対象団体] 12 団体（個人含む。）			
[備考]					